

京都市教育委員会教育長訓令甲第9号

教育機関

京都市図書館事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第1条中「新中央図書館建設構想推進室」を削る。

第2条中「新中央図書館建設構想推進室」を削り、図書課の款業務系の項第12号を同項第13号とし、同項第10号及び第11号を1号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の1号を加える。

(10)新中央図書館の基本計画の策定に関すること。

第2条中新中央図書館建設構想推進室の款を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)